
第三部 承継問題

1. 承継者はいますか、それとも廃業ですか。

先生が個人開業であれば、この事業をだれかに引き継がせるのか、もしくは、先生の代で廃業するのか、決めておかなければなりません。医師でない配偶者や医師であっても子供たちに決めさせることは、難しい問題です。廃業するのであれば、その段取りとその後の生計の維持を考えておかなければなりません。

(1) 事業後継者は誰にしますか。

ア. 決めていないので、下記の人に相談して下さい。

相談者の決め方

承継させるにしても、売却させるにしても、残された家族が決断しなければなりません。どちらにするにせよ、クリニック経営や医療法手続等に精通していて、人間的にも尊敬に値する人を選択しなければなりません。出来れば、その方にこのノートを預かってもらいたいところです。税理士法人川原経営もその候補に入れて下さい。

氏名	電話
住所	

イ. 下記の者を後継者に指名します。本人も了解しています。

後継者の指名(本人了解済み)

了解している本人は、先生の医療機関で働き始めていますか。働き始めていて、承継を了解するのであれば安心ですが、医療機関の実情を知らないで了解していると後で問題となることが多いようです。是非、承継を了解してるのであれば、一緒に働き始め、経理の中身も共有するようにしましょう。

氏名	電話
住所	